



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 空港施設株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 朋敬
(コード番号 8864 東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 五藤 毅
(Tel 03-3747-0251)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 39 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

当社の今後の事業の拡大及び営業力強化を図るため、事業目的を追加するものであります。

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 426 条及び第 427 条に基づき、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の限度において免除する旨、ならびに社外取締役及び社外監査役の責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を、第 30 条及び第 39 条にそれぞれ新設するものであります。

なお、第 30 条及び第 39 条の規定の新設に関しましては、会社法第 426 条及び第 427 条に基づき、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

以上

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 空港における次の各事業 不動産の管理、賃貸に関する事業</p> <p> } (条文省略)</p> <p>2. } (条文省略)</p> <p>5. }</p> <p>6. 不動産の管理、賃貸に関する事業</p> <p>7. } (条文省略)</p> <p>第3条 { (条文省略)</p> <p>第29条 (新 設)</p> <p>第30条 { (条文省略)</p> <p>第37条 (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり) <u>不動産の賃貸、売買、管理、仲介及び鑑定に関する事業</u></p> <p> } (現行どおり)</p> <p>2. } (現行どおり)</p> <p>5. }</p> <p>6. <u>不動産の賃貸、売買、管理、仲介及び鑑定に関する事業</u></p> <p>7. } (現行どおり)</p> <p>第3条 { (現行どおり)</p> <p>第29条</p> <p><u>(取締役の責任免除)</u> 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条 { (現行どおり)</p> <p>第38条</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 38 条) 第 46 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令の定める額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 <u>40</u> 条) 第 <u>48</u> 条</p> <p>(現行どおり)</p>

以上